

中小企業の事業主の皆様へ

従業員の奨学金返済を支援して人材の確保・定着につなげませんか？

奨学金返済支援制度 導入企業募集案内

奨学金返済支援制度とは？

企業等が奨学金を返済している従業員に対し、手当等を支給することで奨学金返済を支援する社内制度のことです。京都府と京都府中小企業団体中央会は、この制度を導入する中小企業等をサポートする事業を実施しています。

京都府内の中小企業などの**308社**が導入しています！（令和7年4月1日現在）

導入するメリットは？

- 人材確保・定着**
長期雇用が見込める若手人材の確保と離職率の低減につながります。
- 企業イメージの向上**
従業員を大切にしている企業という印象につながり、企業の魅力がアップします。
- 従業員のモチベーション向上**
帰属意識を高めるとともに自己啓発の動機づけの効果が期待できます。
- 法人税の課税負担軽減**
給与として損金算入できるほか、賃上げ促進税制の対象になり得ます。

奨学金を借りている学生の採用に繋がった！

導入企業の声

若手採用に向けた企業PRとして制度を活用しています。

制度があったことが就職の決め手の1つになりました！

従業員の声

奨学金の返済で悩むことなく日常業務に専念できています。

京都府のサポートメニュー

1 補助金で支援額の一部を助成

補助率 1/2 補助金額 最大9万円/年・人 補助期間 最長6年間

※詳しくは裏面をご覧ください。

2 制度導入企業をPRします！

京都府HP、公式SNS、チラシ等で学生・求職者に導入企業として紹介します。

奨学金返済 導入企業 京都府

3 制度導入に向けたサポート

奨学金返済支援制度の検討や社内規程整備に向けた出張相談を実施しています。

4 京都府制度融資による金利優遇

5 合同説明会への優先出展

大学生の2人に1人が奨学金を利用しているとのデータがあります！

奨学金返済支援制度の導入までの4STEP!



まずはお気軽に裏面『お問い合わせ先』までお問い合わせください！

就労・奨学金返済一体型支援事業 補助金のご案内

補助対象となる中小企業等

京都府内に事業所があり、従業員への奨学金返済支援制度を設けている中小企業等

中小企業等経営強化法に定める中小企業者、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人(一般・公益)、財団法人(一般・公益)、きょうと福祉人材育成認証制度による認証又は「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証を受けている者のうち会社以外の者等

支援対象者

上記企業等に勤め、次の要件を全て満たす者

(年齢制限なし)

- 1 正社員であること
- 2 当該企業において正社員となってから6年以内であること(中途採用含む)
- 3 受給した奨学金を本人が返済中であること
- 4 府内事業所に勤務していること

支援対象期間

正社員1人につき

最大6年間

※正社員となった日以降に返済猶予期間がある場合は、初回返済日以降に迎える初回給与支給日の属する月から起算

補助額

以下のいずれか低い額となります。

- 企業が従業員に対し支給する手当等の額の1/2以内
- 年間奨学金返済額の1万円を超える部分の1/2以内

正社員となってから1年目～3年目	上限9万円/人・年
正社員となってから4年目～6年目	上限6万円/人・年

(例)従業員の年間返済額20万円、企業の年間手当額18万円の場合

従業員の負担額	企業の負担額	京都府補助額
2万円	9万円	9万円

登録期間

令和7年4月1日(火)～令和7年12月26日(金)

申請期間

令和8年1月5日(月)～令和8年1月30日(金)

申請方法

詳細は、京都府中小企業団体中央会ホームページをご覧ください。

<https://www.chuokai-kyoto.or.jp/guide/josei/>



手続きの流れ



お問い合わせ先

奨学金返済支援制度の導入に関するお問い合わせ

京都府商工労働観光部労働政策室

TEL:075-682-8925

Email: rodoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

補助金に関するお問い合わせ

京都府中小企業団体中央会

TEL:075-708-3701 FAX:075-708-3725